

新型コロナウイルス感染症に関する母性管理措置による 休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

助成額

条件	助成内容	申請期間
1事業場につき 1回限り	15万円	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで

助成金の対象

①～④
全ての条件を
満たす事業主が
対象です。



- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させたこと。
- ④この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を受給していない。また、令和3年度に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金を受給していない。

対象となる有給休暇制度

休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

* 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。

* 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。



制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう適切な方法で周知を行うことが必要です。

併給について

対象労働者が雇用保険被保険者の場合、同一の対象労働者の同一の期間は、「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」と併給が可能。

- 併給は、両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)の要件も満たす必要があります。
- 令和3年度に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金を受給している場合は本助成金の支給を受けられません。
- すでに令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金(一般と雇用)を受給したことがある対象労働者は、この助成金との併給対象にできませんので、ご注意ください!